

山口県食の安心・安全推進条例（概要）

1 前 文

- 食は、人の生命と健康の源であり、人が生きていく上で欠くことのできないものである。健全な食生活を維持し、豊かな暮らしを実現するために、食品の安全性の確保は不可欠であり、その安全性を信頼してはじめて、安心して食生活を営むことができる。
- 食の安心・安全を確保することは、私たち山口県民の強い願いであり、県、食品関連事業者及び県民は、食の重要性を十分に認識し、それぞれの責務と役割を果しながら、互いに協働して、食の安心・安全の推進に地域社会全体で取り組んでいく必要がある。
- 暮らしを安心で豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進することを決意し、この条例を制定する。

2 総 則

(1) 目的（第1条）

県、食品関連事業者及び県民の責務及び役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項等を定め、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全な食品の生産及び供給に寄与する。

(2) 基本理念（第3条）

- 県民の健康の保護及び食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。
- 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程の各段階において、関係者が責任を有することを認識し、適切な措置を講ずることにより、推進されなければならない。
- 県、食品関連事業者及び県民が、情報及び意見の交換その他の交流を通じ、それぞれが担う責務又は役割を相互に理解し、互いの協力の下に取り組むことにより、推進されなければならない。
- 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が消費者の意識の変化に的確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として推進されなければならない。

(3) 県の責務（第4条）

県は、基本理念にのっとり、食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(4) 市町との連携（第5条）

県は、食の安心・安全に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町との密接な連携を図るものとする。

(5) 食品関連事業者の責務（第6条）

- 食の安心・安全についての第一義的責任を有していることを認識し、食の安心・安全を推進するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力する責務を有する。
- 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 従業者が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めることができるように、特に配慮しなければならない。

(6) 県民の役割（第7条）

- 県民は、自ら進んで食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるよう努め、食品の消費に際しその安全性を損なうことがないよう適切に行動することによって、食の安心・安全の推進に積極的な役割を果たすものとする。
- 県民は、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 食の安心・安全に関する基本的施策

(7) 基本計画（第8条）

知事は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安心・安全の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(8) 衛生管理の高度化（第10条、第11条）

- 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。
- 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 食品表示の適正化（第12条、第13条）

- 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。
- 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 緊急の事態への対処（第14条）

- 県は、食品の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制を整備するものとする。
- 県は、緊急の事態への対処について、あらかじめ、その具体的な手順を定めておくよう努めるものとする。

(11) 情報の収集等（第15条）

県は、食の安心・安全に関する化学的知見に基づく情報その他の情報の収集整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(12) 情報及び意見の交換の機会の提供（第16条）

県は、食の安心・安全に関し、食品関連事業者と県民とが相互に理解を深めることができるようするため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

(13) 県民運動（第17条）

- 県は、地域社会において食の安心・安全を推進する気運の醸成を図るための県民の運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 県は、市町、食品関連事業者及び県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努めるものとする。

(14) 県民の参画（第18条）

- 県は、食の安心・安全の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。
- 県は、育成した人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

(15) 食を考える日（第19条）

- 食品関連事業者及び県民は、毎月第三日曜日を標準として、おおむね毎月一回以上、一定の日を定めて、食の安心・安全の重要性を認識し、食品の安全性の確保等に関する知識及び理解を深めるための取組をするよう努めるものとする。
- 県は、毎年、期間を定めて、食を考える日の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(16) 地産地消の推進（第21条）

県は、地産地消が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識及び理解を深め、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することにより、食の安心・安全に資するものであることにかんがみ、地産地消を推進するものとする。

4 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置

(17) 県民からの申出に対する措置（第25条）

県の機関は、県民から食品が原因となって人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある旨又は食品表示が適正に行われておらず、若しくは行われていないおそれがある旨の申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して、速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(18) 出荷の制限（第26条）

農林水産物を生産し、又は採取する者は、食品衛生法第十三条第二項又は第三項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷し

てはならない。

(19) 食品表示責任者（第27条）

- 県の区域内に事業所又は事務所を有する食品関連事業者（食品の輸入、製造、加工又は販売を行う者に限る。）は、その営業に係る事業所又は事務所ごとに、食品表示に関する責任者を置くよう努めるものとする。
- 食品関連事業者は、食品表示責任者に次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - ・取り扱う食品の食品表示が適正に行われるよう、その食品の輸入、製造、加工又は販売に従事する者を監督すること。
 - ・役員、使用人その他の従業者に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
 - ・食品表示に関し、食品関連事業者に対して、必要な意見を述べること。
- 食品関連事業者は、食品表示責任者を置いたときは、その意見を尊重しなければならない。

(20) 立入検査等（第28条）

- 知事は、第25条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、業務に関し報告させ、又はその職員に、当該事業者の事務所等に立ち入り、食品等の物件を検査させ、必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

(21) 勧告及び公表（第29条）

- 知事は、農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとり、又は食品の自主的な回収に係る報告をすべきことを勧告することができる。
- 知事は、勧告を受けた者が勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。

5 山口県食の安心・安全審議会

(22) 食の安心・安全審議会（第30条）

食の安心・安全対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに建議等を行わせるため、審議会を置く。

6 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行すること。